

「AIのリスク」と制度的 対応についての意見

2024.8.23

東京大学大学院法学政治学研究科教授

宍戸 常寿

1 はじめに

- AIの問題／生成AIの問題

(参考) 携帯電話とスマートフォン

- 他のIT・ICT技術と比較してのAI固有の問題／
AIが人間社会と結びついて生じる問題／
AIにより可視化・顕在化する人間社会の本来の
問題

- 「AIの民主化」と「AIによる民主化」

2 「AIのリスク」として想定されるもの

- AI一般：予測困難性、人間による制御可能性、透明性、データに伴う問題
 - 基盤モデル：様々な目的での適応性（悪用可能性）、独占・公平性
 - 生成AI：多様な人々による手軽な利用、偽・誤情報、コミュニケーション・思考・学習・教育のあり方の変容
 - AI利用により、個人ないし人格の尊重等の社会的価値が、それと気づかずに損なわれるおそれ
 - AI規制の困難性、AIがもたらす社会課題の規制の困難性
- ※AI規制の国際整合性をめぐる議論においても、個別の規制内容以上に、リスクの特定・評価についてのコミュニケーションが前提として必要

3 リスクに対する制度的対応

(1) 【総論】制度の基本的な考え方・枠組み

- ハードローかソフトローかの二分論ではなく、適切な組み合わせ
- 「AI法」的アプローチの限界
 - AI利用と課題発見・対応が進んでいない現状では、規制の過剰・過少を避けがたい
 - 本来望まれるのは、「AIのリスク」の場면을具体的に想定し、開発者・提供者・利用者に規律を配分する（協働を可能にすることを含む）アプローチ
- 現時点でのAI規制
 - 特定の目的・方法でのAIの開発・提供・利用の規制→事業・行政分野ごとに既存の法的枠組を見直してAI規制を溶け込ませることで対応可能
 - 個別の利用場面に共通して顕在化しうる、基盤モデル／生成AI／AI一般のリスクに対応する規制
- 規律が全体として実効的か、過剰・過少な結果となっていないかを、様々な事業・行政分野でアジャイルに点検し、見直し続けることが必要

3 リスクに対する制度的対応

(2) 【各論】関係者に求められる役割

- AI開発者…AI開発固有のリスクや法遵守に加え、提供者・利用者が適正に規律されることを前提に、その規律遵守を可能とするような情報開示・説明等
- AI提供者…AI提供に伴うリスクを自ら特定・評価し、対処
 - 汎用的なAIシステムの提供やDPFなどについてはシステミック・リスクへの対応のための規制（AI監査等）が必要
- AI利用者…多様かつ広汎→人間が他の人間に対して責任ある（responsible）利用をすることを原則とし、その内容を具体化し、場合によっては民刑事の責任（liable）を含む基本法制の対処をも検討する必要
- 政府…多様な役割をそれぞれの確に果たすこと
 - AIの研究開発の促進とAIの規制のバランスと整合性の確保
 - AI利用者としての政府…行政におけるAI利用の原則の確立と遵守
 - 社会全体のアジャイルなAIガバナンスを担う能力・知見・体制の確保

4 その他

- 「ハードローはイノベーションを損なう」とは限らない
 - 運用をも含めた内容が問題
 - ソフトローであっても、その内容が不明確・不適切であればかえって不安定さをもたらす、イノベーションを阻害する
 - 規制の内容以上に、規律を担う組織・体制が確立されることが大事
- AIの学習段階における著作権法、個人情報保護法等の問題は既に意識されているが、AI利用の局面は民刑事法・訴訟法、行政分野においては行政通則法にも関わる
 - それらの問題群を政府全体として適切に交通整理する司令塔が必要
- G7 広島首脳コミュニケへの明示的コミットメントを掲げる必要
 - 「AI、またメタバースのような没入型技術、量子情報科学技術、その他の新興技術といった分野において、デジタル経済のガバナンスは、我々が共有する民主的価値に沿って更新し続けられるべきである。これらは、公正性、説明責任、透明性、安全性、オンラインでのハラスメント、ヘイト、虐待からの保護、プライバシー及び人権の尊重、基本的自由、そして個人データの保護を含む。」